

宇部市結婚定住応援イベント実施業務仕様書

1 業務の名称

宇部市結婚定住応援イベント実施業務

2 業務の目的

結婚を希望し出逢いを求めている男女に対し、婚活イベントを実施することにより、出逢いの機会を提供し、恋愛・結婚へと進展を促すことで、若者・子育て世代の本市への移住・定住を促進する。

3 業務委託契約期間

委託契約期間は、契約締結の日から令和6年3月22日（金）までとする。

ただし、契約期間満了後、特に問題がなければ契約を更新することができる。

（最長3年まで）

4 履行場所

宇部市

5 業務内容

本市の新たな魅力の発掘や発信に繋がる婚活イベントの企画立案及び実施

- (1) 結婚を希望している若者に出逢いの場を提供し、本市の魅力を体感してもらうことで、将来本市へ移住定住したくなるようなイベント（婚活イベント）の企画立案
- (2) イベントの周知・参加者の募集
- (3) イベントの実施

対象者は、結婚を希望する独身男女とし、年齢等条件を以下とする。

男性：20歳以上40歳以下の市内在住者

女性：20歳以上40歳以下（住所地は問わない）

各回とも男女各15名程度とすること。

実施回数：3回

- (4) その他

イベントの内容については、必ず本市に確認し了承を得た上で実施すること。

6 成果品

業務実績報告書 紙ベース1部および電子データ

※イベント終了ごとに報告書を提出し、全てのイベント終了後に最終の報告書を提出すること。

7 費用に係る要件

- (1) 本市から支払う委託料は、令和6年3月22日（金）までの業務完了日以後に本業務に要する費用を支払うものとする。ただし、受託者が業務の遂行のため、前金を要する場合は、一部委託料を業務完了日以前に支払うこととし、その額については、委託料の半額を上限とし、別途本市と協議するものとする。
- (2) 成果品が本仕様書で規定するものより減少した場合は、本市と事業者において委託料の減額を協議するものとする。

8 業務完了期限

業務完了期限は、令和6年3月22日（金）とする。やむを得ない事情により期限内に完了できない場合は、本市と協議を行い、別途完了期限を定めるものとする。

9 業務の適正な実施に関すること

- (1) 関係法令の遵守
本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 個人情報の遵守
本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 守秘義務
本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は自己の利益のために利用することはできない。なお、業務終了後にあっても同様とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染予防対策を十分行い実施すること。

10 損害賠償

- (1) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、本業務の実施に関して本市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (2) 賠償すべき損害額は、別途協議の上定めるものとする。
- (3) 受託者が本業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が本市の責めに帰すべき理由による場合は、本市が負担する。

11 その他

本仕様書及び実施要項、又は契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して本業務を進めるものとする。